

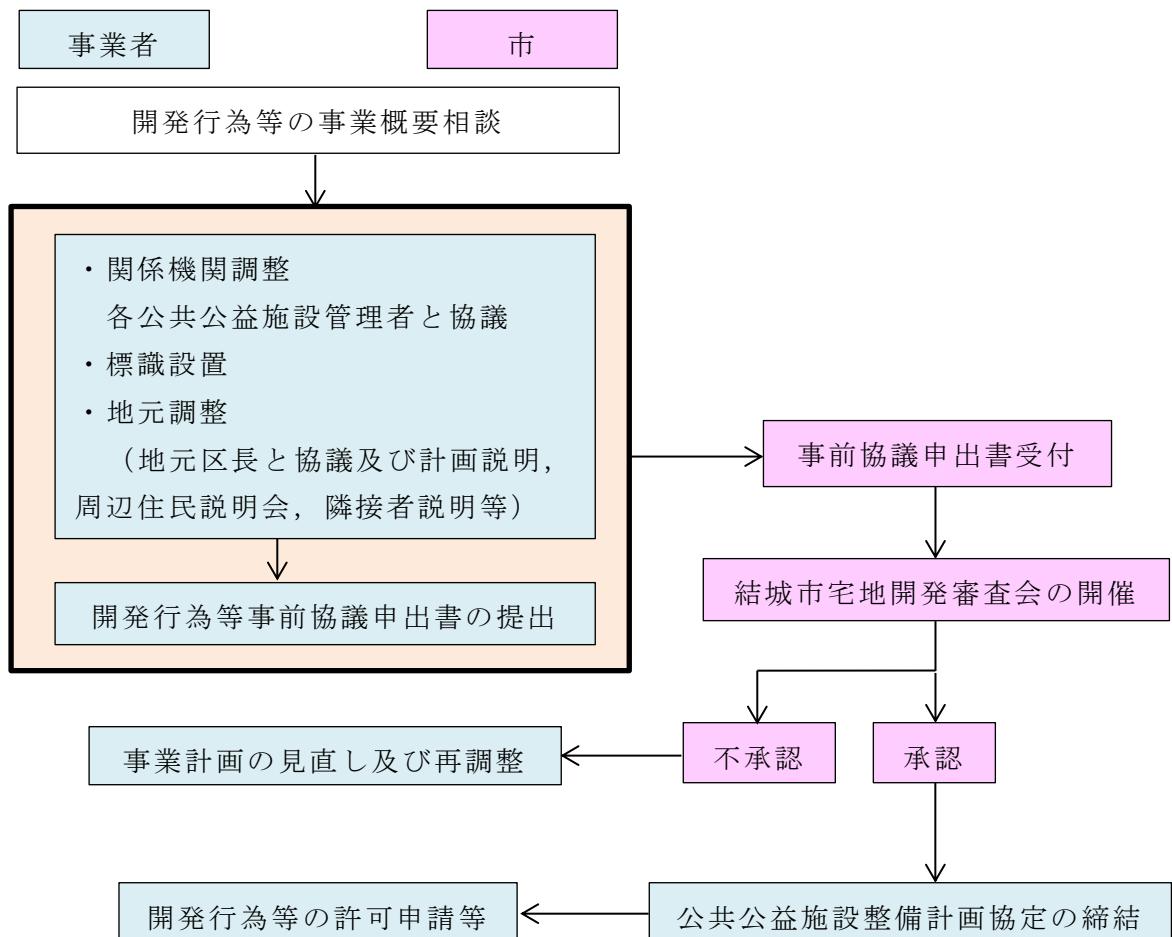
大規模開発行為等の事前協議について

- ①都市計画法第 29 条の規定に基づき許可を受けて行う開発行為で、その区域面積が 1,000 平方メートル以上のもの
- ②結城市土地開発事業の適正化に関する指導要綱（平成 22 年結城市告示第 148 号）
第 3 条に掲げる土地開発事業
- ③その他、市長が指導を必要と認めたもの

これらの開発行為等は許可申請等に先立ち、結城市宅地開発審査会（平成 22 年結城市訓令第 12 号）により、結城市宅地開発指導要綱（平成 22 年結城市告示第 146 号。以下「指導要綱」）に基づく審査を行います（「許可」ではありません）。

当該開発行為等を計画される方は、関係機関や地元との調整を図り、次に掲げる 1~4 の図書をご用意の上、申請ください（あらかじめ都市計画課開発指導係にて事業概要についてご相談ください）。

○開発行為等事前協議のフローチャート



○開発行為事前協議（指導要綱第5条）に必要な図書

1. 開発行為等事前協議申出書

・[様式第1号](#)（別表第1に掲げる図書を添付）

2. 地元調整及び関係公共公益施設管理者との協議に関する報告書

○関係機関との打合せ報告

・[様式第2号](#)

※各公共公益施設の管理者と協議し、その内容（協議の結果どのような計画とするのか。協議日、協議担当者名等）を報告

○標識の設置（指導要綱第13条）に関する報告

・設置状況写真を添付（[様式第10号](#)による標識を周辺住民説明会開催日の14日前までに開発区域内に設置すること）

○開発計画の説明等（指導要綱第12条）に関する報告

①開発区域に隣接する土地所有者への事業説明

・[様式第8号](#)

・[別表第4に掲げる図書](#)

※「隣接地の所有者がわかる図書」として、公図写し・住宅地図・土地登記事項証明書等を添付

②地元区長への説明及び周辺住民説明会の開催

・[様式第9号](#)

・[別表第5に掲げる図書](#)

※「会議録」には説明会開催状況写真を添付

※「隣地地権者・周辺住民等がわかる図書」として、公図写し及び住宅地図に開発区域から50メートルの範囲を記載し、[指導要綱住民説明会通知一覧表](#)を添付（周辺住民等は土地及び建築物の所有者及び居住者をいいます）

周辺住民等の住所及び氏名・調査方法・説明会の通知手段等を記入

3. 結城市宅地開発審査会への説明資料（19部+指示した部数）

○（事前協議申出書・位置図・案内図・設計説明書・公図写し・土地利用計画図・給排水計画図・造成計画図・造成断面図・建物平面図・建物立面図・その他指示する図書）

4. 3の電子データ

○（JPEGファイルとし、CDにて提出）